

令和元年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	420	地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
施策の目標	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	50.0				60.0					70.0
実績	51.2									
指標名	市民後見人受任者数累計（人）									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	25	37	50	55	60	65	70	75	80	85
実績	36	41	45							

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
地域福祉サービスの質と量に対する区民の関心は、今後ますます高まることが想定される。このため、地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の運営に関する指導監査や、福祉サービス自体に対する第三者機関による評価を着実に実施し、あわせて結果を公表することで、福祉サービス提供の適正化を図る必要がある。 市民後見人養成研修修了者が順調に増加している一方で、後見人受任件数が伸びていないことから、申し立てが必要なケースを把握したうえで、生活に密着した支援が求められている。	H28	19,978
	H29	24,284
	H30	35,180

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
A	社会福祉法人が地域福祉の重要な担い手であることから、引き続き指導検査を通じて育成する必要がある。成年後見人への報酬助成については、対象となるケースが増加しているため、今後も継続する必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。 (2) 現状維持とする。 (3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。 (4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
第三者評価制度の受審費用の助成を通じ、利用者がサービスを選択する際に有用な情報を提供するとともに、サービス向上に向けた事業者の取り組みを一層促進していくことが必要である。	
【今後の具体的な方針】	
第三者評価推進事業は、未受審の事業所の受審を一層促進する。社会福祉法人の指導監査と、施設サービス検査を連動させ、さらなる事業効果を高めていく。成年後見人への報酬助成は、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	直近の評価内容
						年度目標値	評価結果
						年度実績値	評価対象年度
1	成年後見制度に関する事業	15,546	9,843	25,389	成年後見制度の活用が必要にもかかわらず申立人がいない方に対して、支援を行うことで、権利擁護と生活の安定した状態となり、利用者のニーズに合った地域福祉サービスの質と量の向上を図ることができる。	75	現状維持
						67	平成30年度
2	すみだ福祉サービス権利擁護センター運営	7,929	4,922	12,851	すみだ福祉サービス権利擁護センターの事業支援を行うことで、福祉サービスの使用促進を図ることができる。	50	現状維持
						45	平成30年度
3	福祉サービス第三者評価推進事業	7,809	5,906	13,715	客観的な基準からサービス内容等を評価し、結果を公表する過程を通じて、福祉サービスの質の向上を図ることができる。	35	現状維持
						22	平成30年度
4	社会福祉法人指導監査等事業	3,896	23,624	27,520	法令・通知等に定められた事項について、法人に対する認可及び指導監査等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保され、本区の地域福祉が推進される。	-	現状維持
						-	平成30年度
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	報酬費用助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目 標	40	45	50	55
				実 績	37	49	51	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	60	65	70	75	80	85
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。目標値は、助成件数が累計されることによる。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	区長申立件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
75		令和7年度	目 標	75	75	75	75	
			実 績	73	70	67		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目 標	75	75	75	75	75	75	
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。目標値は、各課との連携により、有効的利用が図られるよう取組むものである。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	さまざまな関係機関と連携し、区長申立てが必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。

課題・問題点
高齢者等の増加に伴い、関係機関と連携して区長申立てが必要なケースの把握に努めていく。

補助金名称	成年後見制度区長審判請求に係る報酬費用助成		主管課・係(担当)
根拠法令	墨田区成年後見制度における区長申立における区長の審判請求手続等及び報酬費用助成に関する要綱		厚生課厚生係
補助概要	墨田区で区長申立を行った案件のうち、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、家庭裁判所が審判を下した後見報酬金額に対して助成する。		03-5068-1163
目的	民法の一部改正により、従来の禁治産・準禁治産制度が改められ、新しい成年後見制度が平成12年4月1日から施行された。この制度により、一定の条件下の元で区長が申立を行うことができることとなった。成年後見制度の利用が認められる認知症高齢者に対し、同制度の利用を支援することにより本制度の活用を促進する。		
対象	墨田区長の審判請求により成年後見制度を利用し、配偶者及び4親等以内の親族以外の者が成年後見人等に選任されている成年被後見人等		
基準	区独自基準		
補助条件	(1) 生活保護を受けている者 (2) 次に掲げる要件を全て満たす者 ア 住民税が非課税である者 イ 預貯金等の合計額が、100万円以下である者 ウ 現在居住する家屋等の日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない者 (3) その他成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると区長が認める者		
経過	開始年度	平成21年度	終了予定
	平成21年4月 後見報酬助成開始 平成27年4月 要綱改正		
議会質問の状況			
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額(事業費)		5,112	8,064	10,776	12,624	22,608	23,688
決算額(令和元年度は見込み)		4,466	5,965	8,391	11,389	14,039	23,688
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		4,466	5,965	8,391	11,389	14,039	23,688
執行率(%)		87.4%	74.0%	77.9%	90.2%	62.1%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	報酬費用助成件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目標	40	45	50	55
				実績	37	49	51	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。目標値は、助成件数が累計されることによる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区長申立件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		75	令和7年度	目標	75	75	75	75
				実績	73	70	67	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	75	75	75	75	75	75
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。目標値は、各課との連携により、有効的利用が図られるよう取組むものである。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		報酬助成について、対象となるケースが増加しているため、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。						

課題・問題点	
<p>高齢者等の増加に伴い、関係機関と連携して区長申立てが必要なケースの把握に努めていく。</p>	

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	市民後見人養成研修修了者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		196	令和7年度	目 標	46	64	82	100
				実 績	56	73	86	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	121	136	151	166	181	196	
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	市民後見人を養成していくことが、今後成年後見制度及び地域を支える上で重要であると考え ため。例年、研修修了者数が10～20人であるため、上記のように目標値を設定する。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	市民後見人受任者数累計				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
85		令和7年度	目 標	25	37	50	55	
			実 績	36	41	45		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	60	65	70	75	80	85		
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
養成した市民後見人が実際に後見人として活躍することで、成年後見制度及び地域を支える上で 重要である。例年、受任件数が5人程度であるため、上記のように目標値を設定する。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	判断力の低下した高齢者や障害者等の権利を守り、利用者のニーズに寄り添った適切なサービスを提供することを目的としている事業で、今後も利用者の増大が見込まれるため、法人後見事業の開始など更なる体制整備を進めていく必要がある。

課題・問題点
市民後見人養成研修修了者数が順調に増加しているが、後見人受任件数は伸び悩んでいるため、社会福祉協議会の法人貢献事業への人材活用を図っていく。

補助金名称	すみだ福祉サービス権利擁護センター運営補助		主管課・係（担当）
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例		厚生課厚生係
補助概要	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ福祉サービス権利擁護センター」の運営事業に対して補助を行うことにより事業の推進を支援する。		5608-1163
目的	すみだ福祉サービス権利擁護センターの円滑な運営		
対象	すみだ福祉サービス権利擁護センター		
基準	都基準		
補助条件	助成対象事業以外の使用不可		
経過	開始年度	平成9年度	終了予定
	平成9年10月、財産保全管理サービス事業開始 平成14年度までは、財産保全管理サービス事業に関する補助のみ予算計上 平成15年4月1日からすみだ福祉サービス権利擁護センターを開設		
議会質問の状況			
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額（事業費）		2,864	3,176	2,710	4,614	4,007	3,983
決算額（令和元年度は見込み）		2,864	2,396	2,692	4,289	3,751	3,983
財源	国						
	都	438	616	1,326	1,736	1,794	1,991
	その他						
一般財源		2,426	1,780	1,366	2,553	1,957	1,992
執行率（％）		100.0%	75.4%	99.3%	93.0%	93.6%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	市民後見人養成研修修了者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		196	令和7年度	目標	46	64	82	100
				実績	56	73	86	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	121	136	151	166	181	196
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	市民後見人を養成していくことが、今後成年後見制度及び地域を支える上で重要であると考え ため。例年、研修修了者数が10~20人であるため、上記のように目標値を設定する。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	市民後見人受任者数累計				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目標	25	37	50	55
				実績	36	41	45	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
養成した市民後見人が実際に後見人として活躍することで、成年後見制度及び地域を支える上で 重要である。例年、受任件数が5人程度であるため、上記のように目標値を設定する。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		判断力の低下した高齢者や障害者等の権利を守り、利用者のニーズに寄り添った適切なサービスを提供することを目的としている事業で、今後も利用者の増大が見込まれるため、法人後見事業の開始など更なる体制整備を進めていく必要がある。						

課題・問題点	
市民後見人養成研修修了者数が順調に増加しているが、後見人受任件数は伸び悩んでいるため、社会福祉協議会の法人貢献事業への人材活用を図っていく。	

事業の果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	受審経費 (区立委託+民間補助)				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		16,636	R7	目標	17,400	20,680	15,807	16,636
				実績	9,292	12,120	7,809	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						16,636
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、当該年度における予算額とした。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	受審施設数 (区立+民間)				単位	施設数
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
37		R7	目標	42	51	35	37	
			実績	28	37	22		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標							37	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業を通じ、福祉サービスの質を向上させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。

課題・問題点
第三者評価の一層の利用促進 (特に高齢分野の在宅系サービス)

補助金名称	福祉サービス第三者評価受審料補助			主管課・係（担当）
根拠法令	福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱			厚生課社会福祉法人係
補助概要	民間の福祉サービス提供事業者が、福祉サービス第三者評価を受審した際の費用の全部又は一部を補助する。			5608-1169
目的	評価結果の公表により、利用者のサービス選択に資するとともに、サービス提供事業者の質の競い合いを促進し、サービスの質の向上を促すことにより、利用者本位のサービス構築を図る。			
対象	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者			
基準	区独自基準			
補助条件	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者であること。 評価結果の公表に同意すること。			
経過	開始年度	平成15年度	終了予定	
	東京都は、福祉改革の利用者支援事業の1つとして、平成12年度から検討してきた福祉サービス第三者評価システムを平成15年4月から本格実施することとし、15年度の重点事業に掲げるとともに、市区町村と連携し、その定着を図ることとした。 これを受けて、区は、平成15年度から本格的に区立施設を受審及び民間事業者への受審費用補助を行っている。			
議会質問の状況	平成25年 決特 利用者への情報公表 事業者の改善取組 平成25年 予特 情報公表、評価結果の活用 平成26年 決特 評価結果の公表 平成28年 決特 評価項目、評価内容 平成30年 三定 リスクマネジメント項目の追加			
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 福祉サービス第三者評価の助成事業は、対象事業の内容により各部署で実施している（福祉保健部、保健衛生担当、子ども・子育て支援部）。			

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額（事業費）		25,800	24,600	13,500	13,500	11,400	11,400
決算額（令和元年度は見込み）		11,955	6,461	5,728	6,621	3,895	11,400
財源	国						
	都	11,810	6,356	5,653	6,349	3,790	10,200
	その他						
一般財源		145	105	75	272	105	1,200
執行率（％）		46.3%	26.3%	42.4%	49.0%	34.2%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	受審経費（民間補助）				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	R1
		11,400	R7	目標	13,500	13,500	11,400	11,400
				実績	5,728	6,621	3,895	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						11400
		実績						
指標の選定理由及び目標値の理由								
より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、当該年度における予算額とした。								
補助金の 成果	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	受審施設数（民間）				単位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	R1
		23	R7	目標	30	30	23	23
				実績	12	16	10	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						23
		実績						
指標の選定理由及び目標値の理由								
より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		本事業を通じ、福祉サービスの質を向上させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。						

課題・問題点	
第三者評価の一層の利用促進（特に高齢分野の在宅系サービス）	

施 策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る			部内優先順位
事業名	社会福祉法人指導監査等事業				4
目 的	法令又は通知等に定められた「社会福祉法人として遵守すべき事項」について、法人の運営実態の確認等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。				主管課・係（担当）
					厚生課社会福祉法人係 03-5608-1169
対 象 者	区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人				
根拠法令 関連計画	社会福祉法				
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2・非常勤1、委託先:PwCあらた監査法人
事業内容	<p>●指導監査 国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙「指導監査ガイドライン」のほか、区が定める「指導監査実施要領」及び「指導監査実施方針」に基づいて所管する社会福祉法人に対する指導監査を実施する。</p> <p>●認可等事務 所管する社会福祉法人からの申請等に対して、法令及び通知に基づき、法人設立や定款変更等の認可及び各種届出の受理、証明等を行う。</p>				
経 過	開始年度	平成25年度	終了予定		
	平成25年度～ 平成29年度～ 平成30年度～ 平成31年度～	地域主権改革に伴う権限移譲により、区長を所轄庁とする法人指導検査や認可等の事務を開始 改正社会福祉法の施行に伴う、法人制度の改正及び指導監査基準の明確化に対応 障害福祉サービスの実地指導を担当する障害福祉事業者指導係を新設 介護サービスの実地指導を担当する介護事業者指導係を新設			
議会質問 の 状 況	[平成29年決特] 社会福祉法人制度改革について				
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) [他区の状況] 平成25年度以降、23区で実施。 [例年の年間スケジュール] ①指導監査 4月＝実施方針・計画等策定、5～6月＝現況報告書集約、7～2月＝指導監査、3月＝指導監査結果取りまとめ、②認可等事務 通年実施 [関連部署等] 都福祉保健局指導監査部、区子ども・子育て支援部				

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額（事業費）		4,682	5,127	5,578	4,338	4,416	4,301
決算額（令和元年度は見込み）		4,343	1,762	3,943	3,825	3,896	4,301
財 源	国						
	都	1,863	1,703				
	その他						
一般財源		2,480	59	3,943	3,825	3,896	4,301
執行率（％）		92.8%	34.4%	70.7%	88.2%	88.2%	100.0%

予算・決算の内訳（単位：千円）								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	会計専門員ほか	2,632	報酬	会計専門員ほか	2,723	報酬	会計専門員ほか	2,831
需用費	消耗品費ほか	146	需用費	消耗品費ほか	94	需用費	消耗品ほか	176
委託料	会計分析委託	648	委託料	会計分析委託	940	委託料	会計分析委託	1,034
使用料及び賃借料	PC等借り上げ	310	使用料及び賃借料	PC等借り上げ	58	使用料及び賃借料	PC等借り上げ	59
負担金補助及び交付金	講習会受講	26	負担金補助及び交付金	講習会受講	29	負担金補助及び交付金	講習会受講	40

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	社会福祉法人指導監査後の文書指摘指導改善率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		100	令和7年度	目標	100	100	100	100
				実績	100	98.9	100	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標						100	
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	指導監査における文書指摘に対し、法人が「改善の方策及び時期」を明示した改善報告を提出した場合、「適」として受領する。このように文書指摘事項が適正に改善される比率(改善率)を指標に選び、その目標値を100%とすることで、事業効果を最大限に高めていく。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」区民の割合				単位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
70		令和7年度	目標					
			実績	51.2				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標	60					70		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を確保することが、福祉サービス提供に関する区民の信頼性を高めることにつながると考えられるため、住民意識調査等における当該データを指標とした。また2025年に向けた高齢化によるニーズの高まりを考慮し最終目標値を70%に設定した。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	今後、専門事業者の活用促進を視野に、検査水準の維持向上に努める必要がある。

課題・問題点
<p>指導監査ガイドラインにより法人への指導方法が標準化されたことに伴い、文書指摘の根拠を明確に提示して法人の理解を得るとともに、口頭指摘及び助言を行う場合も、法人と指導内容の共有を図ることが必要とされる。指導検査担当職員が各種研修やマニュアル作成等の取組みを通じて、日頃からの検査技術の向上に努めるほか、人事異動に伴う指導検査水準の低下を防ぐ仕組みが求められている。</p>